主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人斎藤喜市の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反(原判決は被告人の各行為につき各別に不申告罪が成立すると判断したのは正当である。)および量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する

昭和三五年四月一二日

最高裁判所第三小法廷

表	战判長裁判官	高	橋		潔
	裁判官	島			保
	裁判官	河	村	又	介
	裁判官	垂	水	克	己
	裁判官	石	坂	修	_